

「金融市場インフラのための原則」等への対応に伴う一般振替 DVP 制度におけるリスク管理制度の見直しについて

平成27年11月25日

株式会社ほふりクリアリング

I. 改正の趣旨

現在、当社は、最大の総支払債務をもたらす可能性のある2先のDVP参加者（単体ベース）の破綻時にも耐えうる流動性資源を確保しているが、今般、CPMI/IOSCOの「金融市場インフラのための原則」を踏まえ、1先のDVP参加者（連結ベース）が破綻した場合にも対応できるように差引支払限度額を見直すとともに、流動性供給銀行1行が破綻した場合についても対応することとし、一般振替DVP制度におけるリスク管理制度について所要の見直しを行うこととする。

II. 改正の概要

項目	内容	備考
1. 差引支払限度額の見直し (1) DVP参加者グループ単位での差引支払限度額	<ul style="list-style-type: none">DVP参加者ごとに定めている1社当たりの差引受払額が差引支払額となる場合の当該差引支払額の限度額（以下「差引支払限度額」という。）のほかに、同一のDVP参加者グループに属するDVP参加者の差引支払限度額を合計した額（以下「差引支払限度額合計」という。）を決済日ごとに算出し、差引支払限度額合計に上限（以下「最大関係法人等限度額」という。）を設けることとする。最大関係法人等限度額は、当社が別に定める。	<ul style="list-style-type: none">DVP参加者グループとは、一のDVP参加者並びに当該DVP参加者の子会社、関連会社及び当該DVP参加者の親会社並びに当該親会社の子会社若しくは関連会社で構成される集団のうち、DVP参加者で構成される集団をいう。当分の間、1社当たりの最大差引支払限度額は300億円、最大関係法人等限度額は600億円とする。

<p>(2) DVP 参加者グループに属する DVP 参加者の差引支払限度額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差引支払限度額合計が最大関係法人等限度額を超える場合は、当該 DVP 参加者グループに属する DVP 参加者の差引支払限度額は、次の計算式により減じて得た額とし、決済日ごとに定めるものとする。 <p>減額後の差引支払限度額</p> $= \text{差引支払限度額 (A)} - (\text{差引支払限度額合計 (B)} - \text{最大関係法人等限度額}) \times A/B$	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な計算例は、別紙 1 を参照。 差引支払限度額合計が最大関係法人等限度額を超えない場合は、各 DVP 参加者の差引支払限度額を適用する。 DVP 参加者が複数の DVP 参加者グループに属する場合は、それぞれの DVP 参加者グループの中で計算された差引支払限度額のうち、一番小さい額とする (1. (4) においても同じ)。 新たに DVP 参加者が一の DVP 参加者グループに属することとなった場合、又は一の DVP 参加者グループに属さなくなった場合は、当該 DVP 参加者の取引規模等を勘案し、必要に応じて、DVP 参加者グループに属する DVP 参加者の差引支払限度額を変更することができる。
<p>(3) 超過関係法人等限度額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差引支払限度額合計が最大関係法人等限度額を超える又は超える見込みがあると認められる一の DVP 参加者グループに属する DVP 参加者は、その申請により、当社が認める日から、最大関係法人等限度額を超える一定の金額 (以下「超過関係法人等限度額」という。) まで、差引支払限度額合計の上限を増額することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 超過関係法人等限度額の適用、変更及び適用の終了は、当該 DVP 参加者グループに属するすべての DVP 参加者の申請により行う。 超過関係法人等限度額の上限は、当該 DVP 参加者グループに属する DVP 参

<p>(4) 超過関係法人等 限度額の適用を受 ける DVP 参加者グ ループに属する DVP 参加者の差引 支払限度額</p> <p>2. 参加者基金制度の 見直し</p> <p>(1) 参加者基金所要 額</p> <p>(2) 超過関係法人等 所要額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差引支払限度額合計が超過関係法人等限度額を超える場合には、超過関係法人等限度額の適用を受ける DVP 参加者グループに属する DVP 参加者の差引支払限度額は、上記 1. (2) における計算式において「最大関係法人等限度額」とあるのを「超過関係法人等限度額」に読み替えて決済日ごとに算出するものとする。 参加者基金所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。 参加者基金所要額 = 基礎所要額 + 追加所要額 + 超過関係法人等所要額 ※ 基礎所要額及び追加所要額の総額（以下「参加者基金基本総額」という。）は、当分の間、150 億円とする。 超過関係法人等限度額の適用を受ける DVP 参加者グループに属する DVP 参加者は、当該超過関係法人等限度額から流動性基本総額（当日の資金決済完了のために最小限必要な資金総額として当社が別に定める額をいう。以下同じ。）を減じて得た額を、参加者基金（超過関係法人等所要額）として預託しなければならない。 	<p>加者の数に最大差引支払限度額を乗じた額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な計算例は、別紙 2 を参照。 当社は超過関係法人等限度額の適用、変更及び適用の終了に際し、必要に応じて、DVP 参加者グループに属する DVP 参加者の差引支払限度額を変更することができる。 流動性基本総額は、当分の間、600 億円とする。
---	--	---

<p>(3) 超過関係法人等 所要額の算出方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記2.(2)におけるDVP参加者が預託すべき超過関係法人等所要額は、次に掲げる順序に従って計算する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 超過関係法人等限度額を設定しているDVP参加者グループそれぞれについて、超過関係法人等限度額から流動性基本総額を減じて得た額（以下「超過関係法人等所要額合計」という。）を計算する。 ② 上記①で計算された超過関係法人等所要額合計の大きさに応じて、それぞれ関係するDVP参加者グループに属する各DVP参加者に対して、差引支払額ピーク平均値（基金）に基づき順次割り当てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な計算例は、別紙3を参照。 ・ 超過関係法人等所要額については、現行の参加者基金所要額（基礎所要額＋追加所要額）と同様、毎月の末日を基準日として計算し、翌月の第4営業日の午後2時までに不足額を預託する。
<p>3. 資金決済不履行時の 資金調達の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金決済不履行時の資金調達については、原則として以下の順序で行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 参加者基金所要額の合計額 ② 流動性供給銀行からの融資枠契約に基づく流動性資金 ・ 追加損失負担金は、未補填損失を参加者基金所要額のうち基礎所要額及び追加所要額の合計額に応じて按分することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他資金決済不履行時における対応は、従前のおりとする。 ・ 実質的には、追加損失負担金の按分方法に変更はない。
<p>4. 流動性供給銀行の 破綻に対応した資金 流動性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万一、流動性供給銀行が破綻した場合、その融資枠相当分の流動性が不足することとなるため、当社は、いずれの流動性供給銀行1行が破綻した場合であっても、当日の資金決済完了のために最小限必要な融資枠による資金総額（流動性基本総額から参加者基金基本総額を減じて得た額とする。）を確実に調達できるよう融資枠総額を増額することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日の資金決済完了のために最小限必要な融資枠による資金総額は、450億円となる。 ・ 左記対応における融資枠総額については、流動性供給銀行との協議の上、決定する。

<p>5. その他</p> <p>(1) 担保指定証券</p> <p>(2) DVP 基本利用料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券のうち、DVP 参加者の属する関係法人等グループが発行する機構取扱有価証券は、当該 DVP 参加者が担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券から除外することができる。 DVP 基本利用料のうち流動性供給銀行に支払う手数料（流動性基本総額から参加者基金基本総額を減じて得た額相当分に係る手数料に限る。）に相当する金額は、参加者基金所要額のうち基礎所要額及び追加所要額の合計額に応じ、月ごとに按分して得た額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、DVP 参加者の関連会社及び DVP 参加者の親会社の関連会社を除外対象に追加する。 実質的には、DVP 基本利用料の算出方法に変更はない。
---	--	---

III. 実施時期

平成 28 年度末を目途として実施する。ただし、「II. 改正の概要」のうち 4. については、流動性供給銀行との協議が整い次第、実施する。

以 上

【最大関係法人等限度額における日々の計算】

○ 計算式

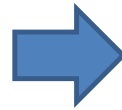
各社の減額後差引支払限度額＝

差引支払限度額－{差引支払限度額合計(e)－最大関係法人等限度額(f)}×差引支払限度額/差引支払限度額合計(e)

(単位:円)

金融グループに属する参加者	差引支払限度額	
A社	18,000,000,000	a
B社	17,500,000,000	b
C社	14,500,000,000	c
D社	12,000,000,000	d
差引支払限度額合計	62,000,000,000	e

e>fの場合



(単位:円)

比率(g)	減額幅(h)	減額後差引支払限度額
0.290322580646	580,645,162	17,419,354,838
0.282258064517	564,516,130	16,935,483,870
0.233870967742	467,741,936	14,032,258,064
0.193548387097	387,096,775	11,612,903,225
1	2,000,000,003	59,999,999,997

最大関係法人等限度額	60,000,000,000	f
------------	----------------	---

差引支払限度額/e	(e-f) × g	差引支払限度額-h
-----------	-----------	-----------

【超過関係法人等限度額における日々の計算】

○ 計算式

各社の調整後差引支払限度額＝

差引支払限度額－(差引支払限度額合計(f)－超過関係法人等限度額(g))×差引支払限度額/差引支払限度額合計(f)

(単位:円)

金融グループに属する参加者	差引支払限度額	
A社	17,400,000,000	a
B社	16,800,000,000	b
C社	15,700,000,000	c
D社	10,800,000,000	d
E社	22,300,000,000	e
差引支払限度額合計	83,000,000,000	f

f>gの場合



(単位:円)

比率(h)	減額幅(i)	調整後差引支払限度額
0.209638554217	628,915,663	16,771,084,337
0.202409638555	607,228,916	16,192,771,084
0.189156626507	567,469,880	15,132,530,120
0.130120481928	390,361,446	10,409,638,554
0.268674698796	806,024,097	21,493,975,903
1	3,000,000,002	79,999,999,998

超過関係法人等限度額	80,000,000,000	g
------------	----------------	---

差引支払限度額/f	(f-g)×h	差引支払限度額-i
-----------	---------	-----------

○ 超過関係法人等限度額を設定した DVP 参加者グループに属する DVP 参加者が預託する超過関係法人等所要額の計算方法

(前提)

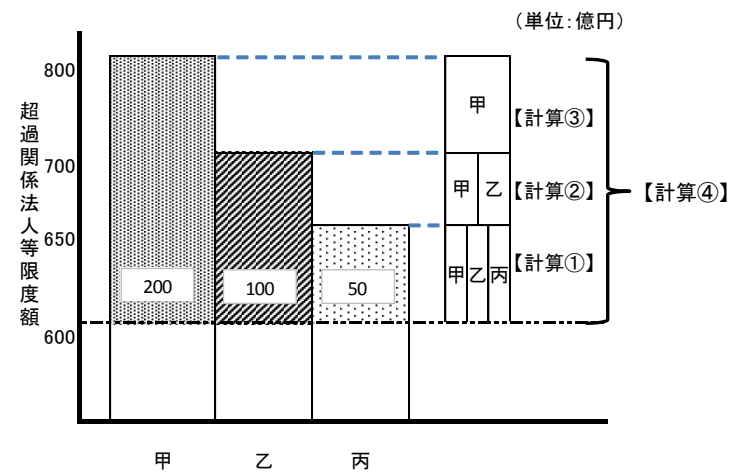
- ・超過関係法人等限度額を設定する金融グループの数: 3
- ・各金融グループの超過関係法人等限度額、差引支払額ピーク平均値(基金)はそれぞれ以下のとおり。

		超過関係法人等限度額	差引支払額ピーク平均値(基金)
甲グループ	A社	800億円	270億円
	B社		260億円
	C社		240億円

		超過関係法人等限度額	差引支払額ピーク平均値(基金)
乙グループ	D社	700億円	260億円
	E社		200億円
	F社		150億円
	G社		50億円

		超過関係法人等限度額	差引支払額ピーク平均値(基金)
丙グループ	H社	650億円	250億円
	I社		200億円
	J社		150億円

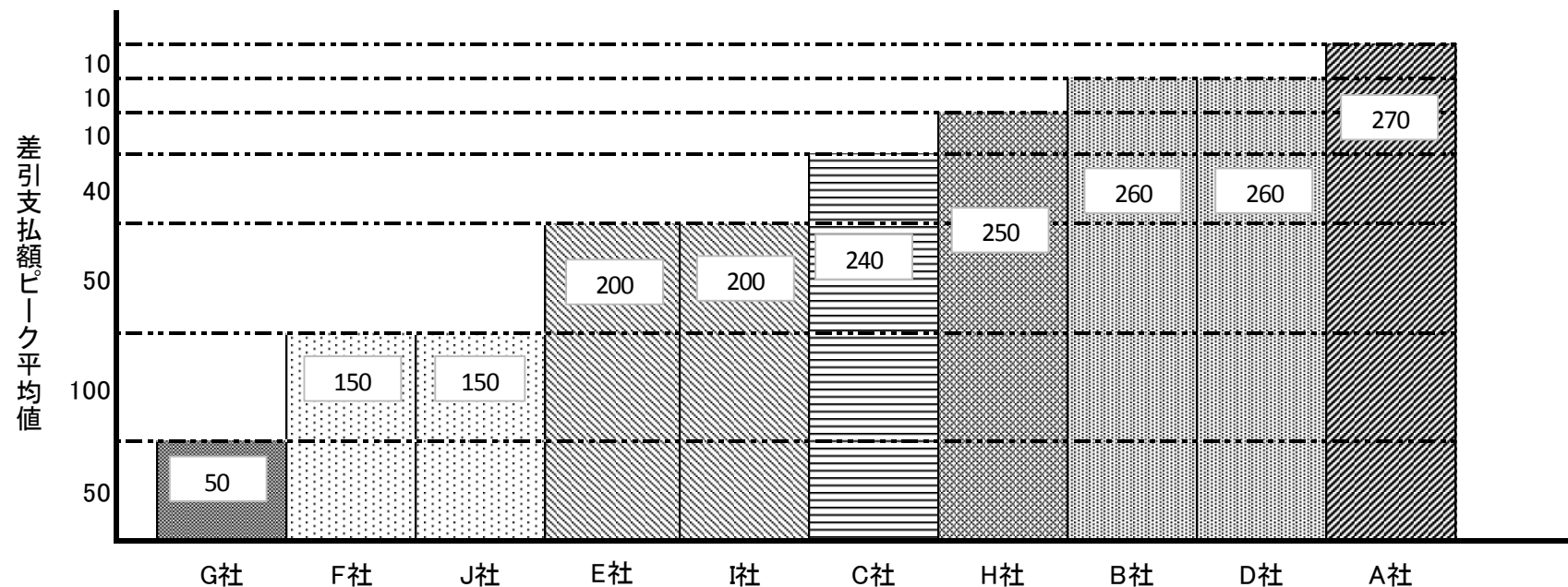
(概念図)



【計算①】 超過関係法人等限度額について、最小の超過関係法人等限度額（650 億円）から最大関係法人等限度額（600 億円）を差し引いた額（50 億円）を関係する 3 グループで按分する。甲、乙、丙に属する全ての DVP 参加者で負担する概念図は以下のとおり。

（概念図）

（単位：億円）



➤ 計算順序

1. 差引支払額ピーク平均値（基金）50 億円は、すべての DVP 参加者で発生させている
⇒ それぞれ、50 億円 ÷ 10 社で責任を負う。
2. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）100 億円は、G 社を除く参加者で発生させている。
⇒ G 社以外の各社でそれぞれ、100 億円 ÷ 9 社で責任を負う。

3. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）50億円は、G社、F社、J社を除くDVP参加者で発生させている。
⇒ G社、F社、J社以外の各社でそれぞれ、50億円÷7社で責任を負う。
4. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）40億円は、G社、F社、J社、E社、I社を除くDVP参加者で発生させている。
⇒ G社、F社、J社、E社、I社以外の各社でそれぞれ、40億円÷5社で責任を負う。
5. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）10億円は、H社、B社、D社、A社で発生させている。
⇒ H社、B社、D社、A社の各社でそれぞれ、10億円÷4社で責任を負う。
6. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）10億円は、B社、D社、A社で発生させている。
⇒ B社、D社、A社の各社でそれぞれ、10億円÷3社で責任を負う。
7. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）10億円は、A社で発生させている。
⇒ A社が、10億円÷1社で責任を負う。
8. 1. から7.までを合計した各DVP参加者の個別配賦額は以下のとおり。

（円）

A社	4,708,730,159
B社	3,708,730,159
C社	3,125,396,825
D社	3,708,730,159
E社	2,325,396,825
F社	1,611,111,111
G社	500,000,000
H社	3,375,396,825
I社	2,325,396,825
J社	1,611,111,111

9. DVP 参加者の配賦額合計が、最小の超過関係法人等限度額（650 億円）から最大関係法人等限度額（600 億円）を差し引いた額（50 億円）になるように、それぞれの参加者の配賦額に乗じる係数（追加係数）を次のように計算する。

$$\Rightarrow 50 \text{ 億円} \div \text{差引支払額ピーク平均値（基金）最大（270 億円）} = 0.185185185186$$

10. 各 DVP 参加者の超過関係法人等所要額＝個別配賦額×追加係数となる。

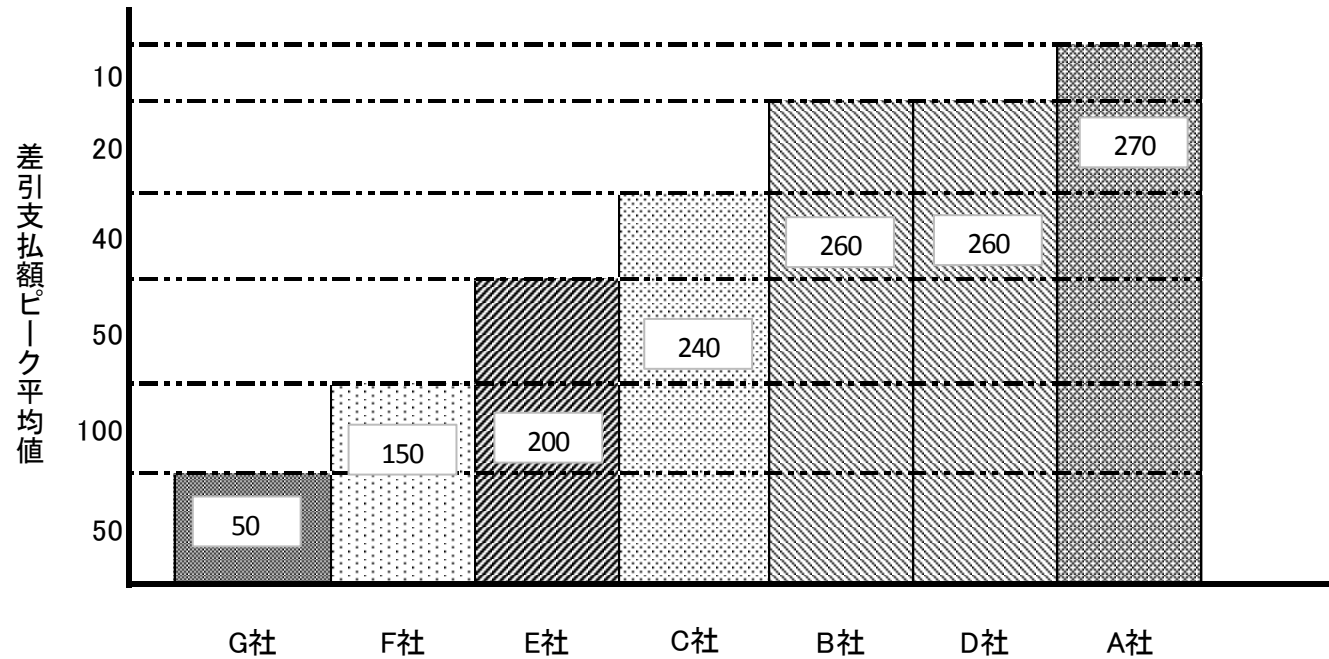
(円)

甲グループ	A社	871,987,067
	B社	686,801,882
	C社	578,777,190
乙グループ	D社	686,801,882
	E社	430,629,042
	F社	298,353,910
	G社	92,592,593
丙グループ	H社	625,073,487
	I社	430,629,042
	J社	298,353,910
計		5,000,000,005

【計算②】 超過関係法人等限度額について、次に小さい超過関係法人等限度額（700 億円）との差額（50 億円）を関係する 2 グループで按分する。

(概念図)

(単位:億円)



➤ 計算順序

1. 差引支払額ピーク平均値（基金）50 億円は、全ての DVP 参加者で発生させている。
⇒ それぞれ、50 億円÷7 社で責任を負う。
2. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）100 億円は、G 社を除く DVP 参加者で発生させている。

- ⇒ G社以外の各社でそれぞれ、100億円÷6社で責任を負う。
3. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）50億円は、G社、F社を除くDVP参加者で発生させている。
⇒ G社、F社以外の各社でそれぞれ、50億円÷5社で責任を負う。
4. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）40億円は、G社、F社、E社を除くDVP参加者で発生させている。
⇒ G社、F社、E社以外の各社でそれぞれ、40億円÷4社で責任を負う。
5. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）20億円は、B社、D社、A社で発生させている。
⇒ B社、D社、A社の各社でそれぞれ、20億円÷3社で責任を負う。
6. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）10億円は、A社で発生させている。
⇒ A社が10億円÷1社で責任を負う。
7. 1. から 6. までの合計した各参加者の個別配賦額は以下のとおり。

(円)

A社	6,047,619,048
B社	5,047,619,048
C社	4,380,952,381
D社	5,047,619,048
E社	3,380,952,381
F社	2,380,952,381
G社	714,285,714

8. 参加者の配賦額合計が、最小の超過関係法人等限度額（650億円）から次に小さい超過関係法人等限度額（700億円）との差額（50億円）になるように、それぞれの参加者の配賦額に乗じる係数（追加係数）を次のように計算する。

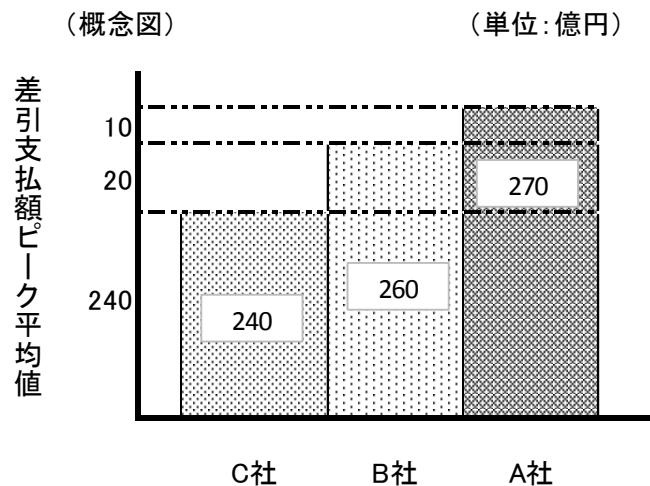
⇒ 50億円÷差引支払ピーク平均値（基金）最大（270億円）＝ 0.185185185186

9. 各参加者の超過関係法人等所要額＝個別配賦額×追加係数となる。

(円)

甲グループ	A社	1,119,929,454
	B社	934,744,269
	C社	811,287,478
乙グループ	D社	934,744,269
	E社	626,102,293
	F社	440,917,108
	G社	132,275,133
計		5,000,000,004

【計算③】 超過関係法人限度額について、次に小さい超過関係法人等限度額（800億円）との差額（100億円）を関係する1グループで按分する。



➤ 計算順序

1. 差引支払額ピーク平均値（基金）240 億円は、全ての DVP 参加者で発生させている。
⇒ それぞれ、240 億円÷3 社で責任を負う。
2. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）20 億円は、A 社、B 社で発生させている。
⇒ A 社、B 社でそれぞれ、20 億円÷2 社で責任を負う。
3. さらに差引支払額ピーク平均値（基金）10 億円は、A 社で発生させている。
⇒ A 社で 10 億円÷1 社で責任を負う。
4. 1. から 3. までを合計した各参加者の個別配賦額は以下のとおり。

(円)

A社	10,000,000,000
B社	9,000,000,000
C社	8,000,000,000

5. 参加者の配賦額合計が、計算②の超過関係法人等限度額（700 億円）から次に小さい超過関係法人等限度額（800 億円）との差額（100 億円）になるように、それぞれの参加者の配賦額に乘じる係数（追加係数）を次のように計算する。

$$\Rightarrow 100 \text{ 億円} \div \text{差引支払ピーク平均値最大 (270 億円)} = 0.370370370371$$

6. 各参加者の超過関係法人等所要額＝個別配賦額×追加係数となる。

(円)

甲グループ	A社	3,703,703,704
	B社	3,333,333,334
	C社	2,962,962,963
計		10,000,000,001

【計算④】 上記①～③で算出した超過関係法人等所要額を合計した額が、各 DVP 参加者が追加預託する超過関係法人等所要額となる。

(円)

甲グループ	A社	5,695,620,225
	B社	4,954,879,485
	C社	4,353,027,631
乙グループ	D社	1,621,546,151
	E社	1,056,731,335
	F社	739,271,018
	G社	224,867,726
丙グループ	H社	625,073,487
	I社	430,629,042
	J社	298,353,910
計		20,000,000,010